

## エチルベンゼンにかかる健康障害防止の徹底を要請しました！

津山労働基準監督署

津山労働基準監督署の管内（津山市、美作市、真庭市、久米南町、美咲町、勝央町、奈義町、鏡野町、西粟倉村、新庄村）におけるエチルベンゼンを取扱う業者に対し、改正法令への対応状況について再確認を行うとともに法令順守の徹底を要請しました。

労働安全衛生法の関係法令が改正され新たにエチルベンゼンも規制対象（特定化学物質）になりました。改正法令は、平成25年1月1日から施行・適用されています。（一部の措置には経過措置があります。）

屋内作業場や船体ブロックの中などでエチルベンゼンを含有する溶剤（※）を用いて塗装をする場合が対象となります。

※塗料やシンナーにエチルベンゼンが1%を超えて含まれる場合とキシレン等の有機溶剤とエチルベンゼンが合計して5%を超えて含まれる場合が対象です。また、エチルベンゼンはキシレンが含まれている塗料・シンナーには必ず含まれています。使用している溶剤の安全データシート(SDS)により含有の有無と含有率をご確認下さい。

\*参考：リンク先

- ① [特定化学物質障害予防規則等の改正について（厚生労働省HP）](#)
- ② [インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、エチルベンゼンに係るパンフレット（厚生労働省HP）](#)
- ③ [塗装業者のみなさまへ（厚生労働省HP）](#)